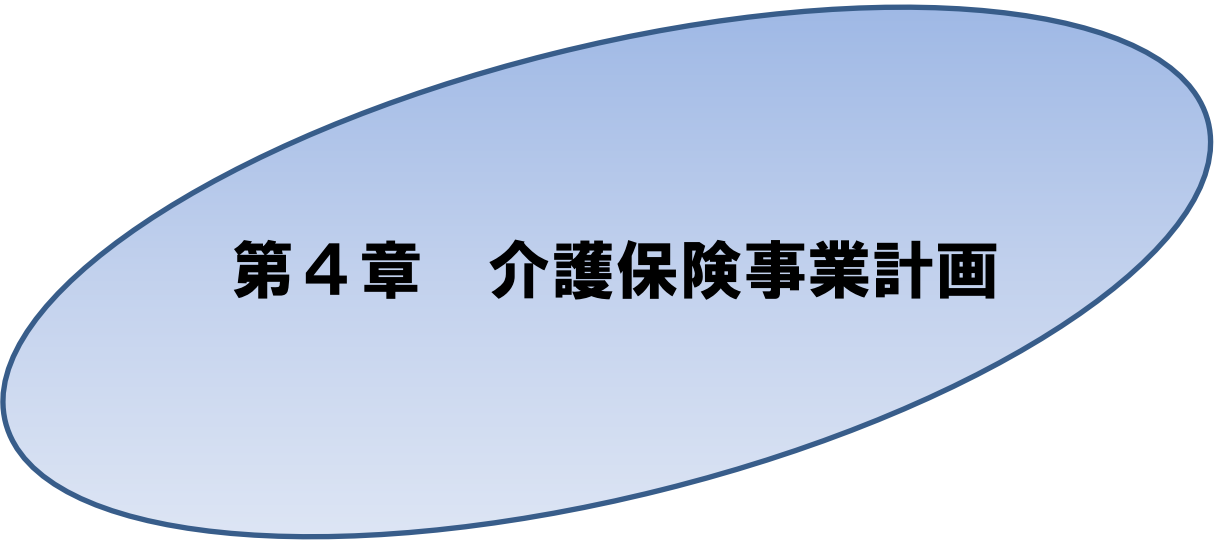




第4章 介護保険事業計画

1 介護保険事業の推進

《介護保険サービス全体像》

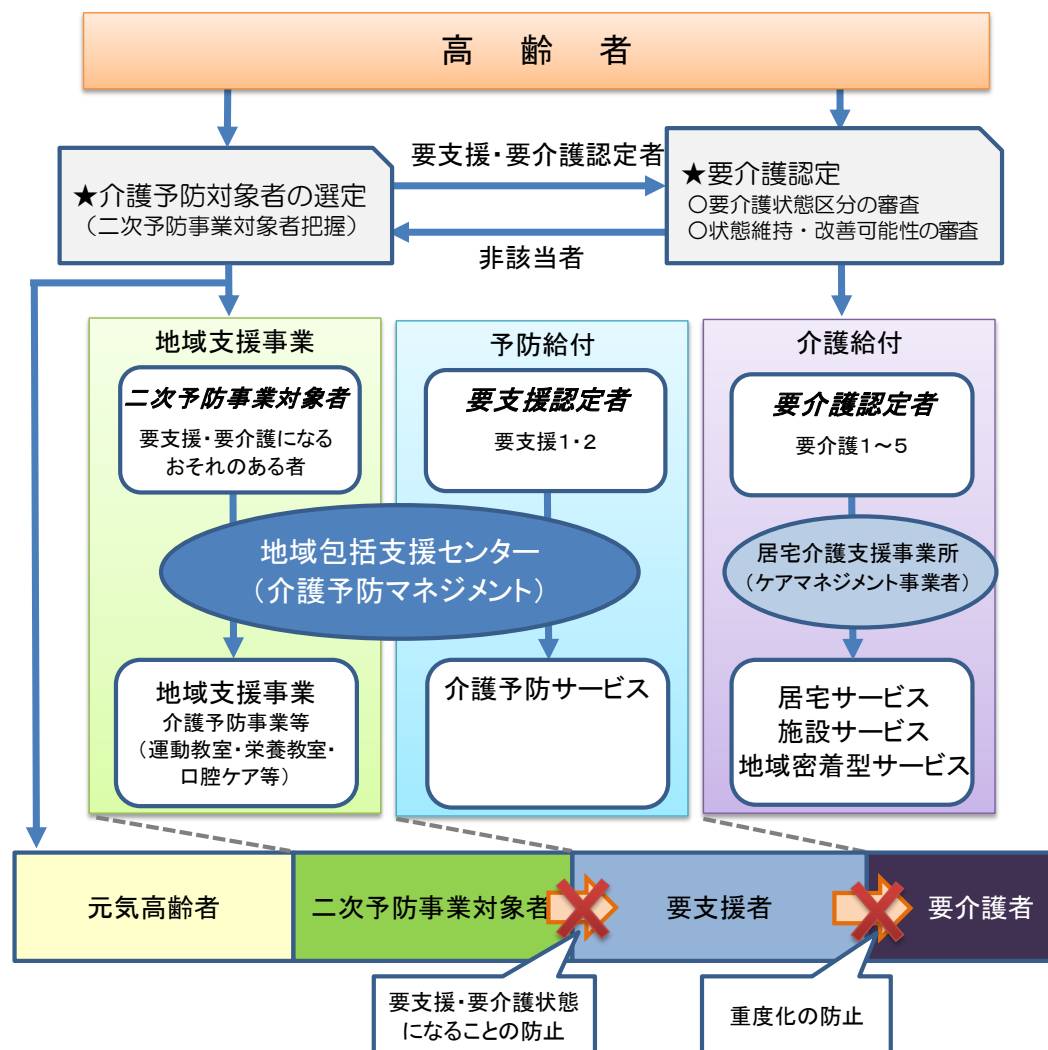
元 気 な 高 齢 者 ----- 二 次 予 防 事 業 対 象 者	地 域 支 援 事 業	1 介護予防事業 (1) 二次予防事業 ①二次予防事業対象者把握事業 ②通所型介護予防事業 ③訪問型介護予防事業 ④二次予防事業評価事業 (2) 一次予防事業 ①介護予防普及啓発事業 ②地域介護予防活動支援事業 ③一次予防事業評価事業	2 包括的支援事業 (1) 介護予防ケアマネジメント業務 (2) 総合相談支援業務 (3) 権利擁護業務 (4) 包括的・継続的マネジメント業務 3 任意事業 (1) 介護給付等費用適正化事業 (2) 家族介護支援事業 (3) その他事業
要 支 援 1 ・ 2	介 護 予 防 サ ー ビ ス (予 防 給 付)	1 居宅サービス ①介護予防訪問介護 (ホームヘルプサービス) ②介護予防訪問入浴介護 ③介護予防訪問看護 ④介護予防訪問リハビリテーション ⑤介護予防居宅療養管理指導 ⑥介護予防通所介護 (デイサービス) ⑦介護予防通所リハビリテーション (デイケア) ⑧介護予防短期入所生活介護 (ショートステイ) ⑨介護予防短期入所療養介護 (ショートステイ)	⑩介護予防特定施設入居者生活介護 ⑪介護予防福祉用具貸与 ⑫特定介護予防福祉用具販売 ⑬介護予防住宅改修 ⑭介護予防支援 2 地域密着型サービス ①介護予防認知症対応型通所介護 ②介護予防小規模多機能型居宅介護 ③介護予防認知症対応型共同生活介護
要 介 護 1 ～ 5	介 護 サ ー ビ ス (介 護 給 付)	1 居宅サービス ①訪問介護 (ホームヘルプサービス) ②訪問入浴介護 ③訪問看護 ④訪問リハビリテーション ⑤居宅療養管理指導 ⑥通所介護 (デイサービス) ⑦通所リハビリテーション (デイケア) ⑧短期入所生活介護 (ショートステイ) ⑨短期入所療養介護 (ショートステイ) ⑩特定施設入居者生活介護 ⑪福祉用具貸与 ⑫特定福祉用具販売 ⑬住宅改修 ⑭居宅介護支援	2 地域密着型サービス ①定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ②夜間対応型訪問介護 ③認知症対応型通所介護 ④小規模多機能型居宅介護 ⑤認知症対応型共同生活介護 ⑥地域密着型特定施設入居者生活介護 ⑦地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ⑧複合型サービス 3 施設サービス ①介護老人福祉施設 ②介護老人保健施設 ③介護療養型医療施設

施策Ⅲ 介護予防等の推進

(1) 介護予防の継続的な推進

高齢者が要支援・要介護状態になることの予防から、要支援・要介護認定者の重度化防止までの介護予防を切れ目なく推進していきます。

●介護予防のイメージ図



●介護予防の段階別の対象者と取り組み内容

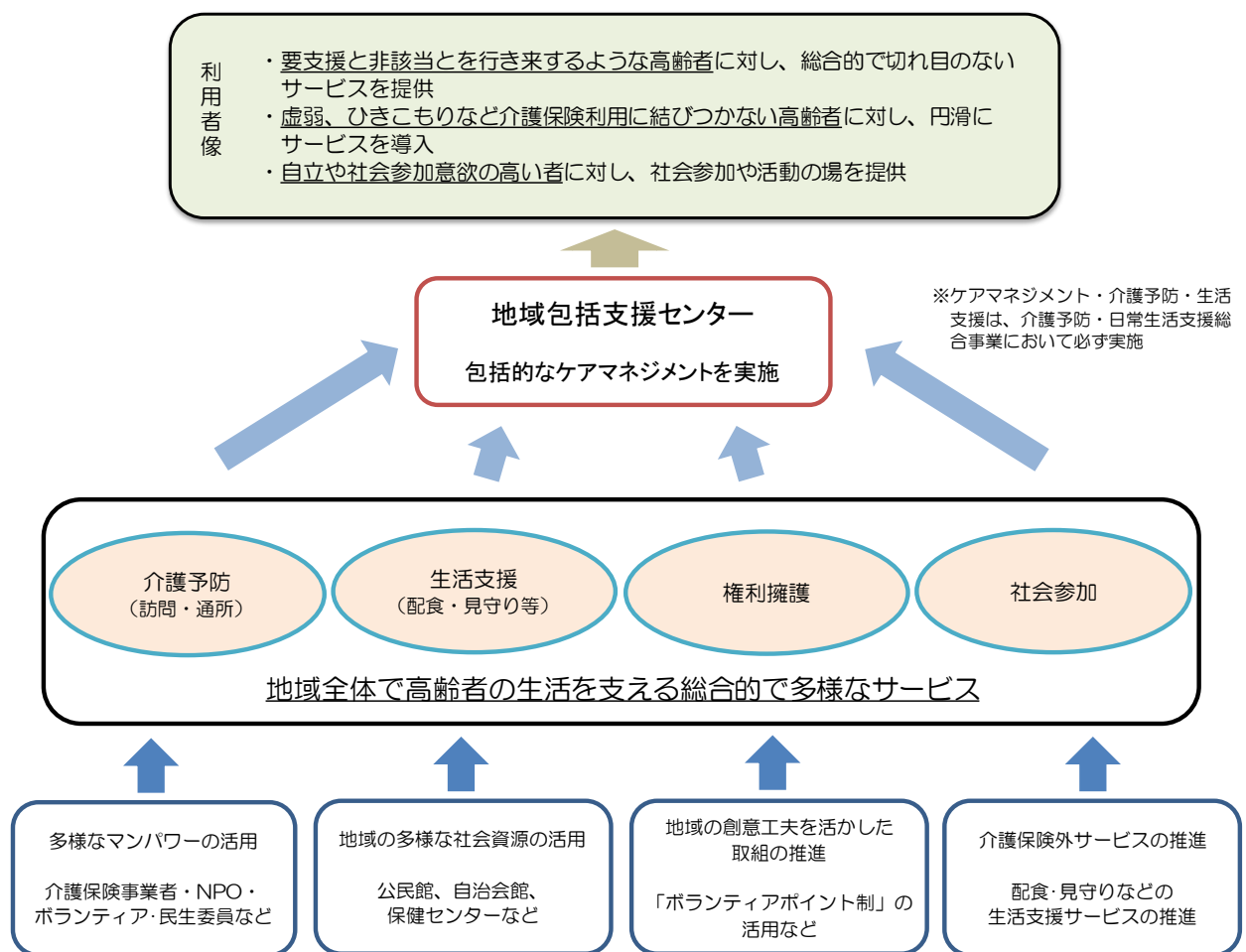
地域支援事業 （一次予防事業・任意事業）	元気な高齢者に対して、高齢者ができる限り健康で活動的な生活を送ることができるよう、健康教育や健康づくり活動の普及・啓発に努めます。
地域支援事業 （二次予防事業）	基本チェックリストの実施により、介護予防が必要な高齢者（二次予防事業対象者）に対しては、健康教室や、生活管理指導員の派遣など、重点的な介護予防施策を展開します。
予防給付	要支援になった高齢者に対しては、要介護状態になることを防ぐための予防給付のマネジメントを推進し、一貫性・連続性のある介護予防を目指します。
介護給付 （要介護者の重度化防止）	高齢者が要介護状態になっても、それ以上の状態の悪化を防ぎ、残存機能を生かしながら、人間らしく生きることができるよう、介護保険制度の本質である自立支援の意味を理解し、持続可能な介護保険制度の運営を目指します。

＜参考＞ 介護予防・日常生活支援総合事業への対応

介護予防・日常生活支援総合事業の創設により、要支援者への配食などの見守りサービスが可能となりますが、制度の詳細が不明確な現状では、第5期計画での実施は困難な状況です。

今後も要支援認定者に対しては、効果的な介護予防サービスが提供されるよう、適切なプランの作成に努めるとともにサービス事業者等との連絡調整を行い、継続的な介護予防マネジメントを実施します。また、介護予防・日常生活支援総合事業の実施については次期計画に向けた検討課題としますが、この事業で想定している要支援認定者に対する配食や見守りなどの生活支援サービスについては、充実を図ります。

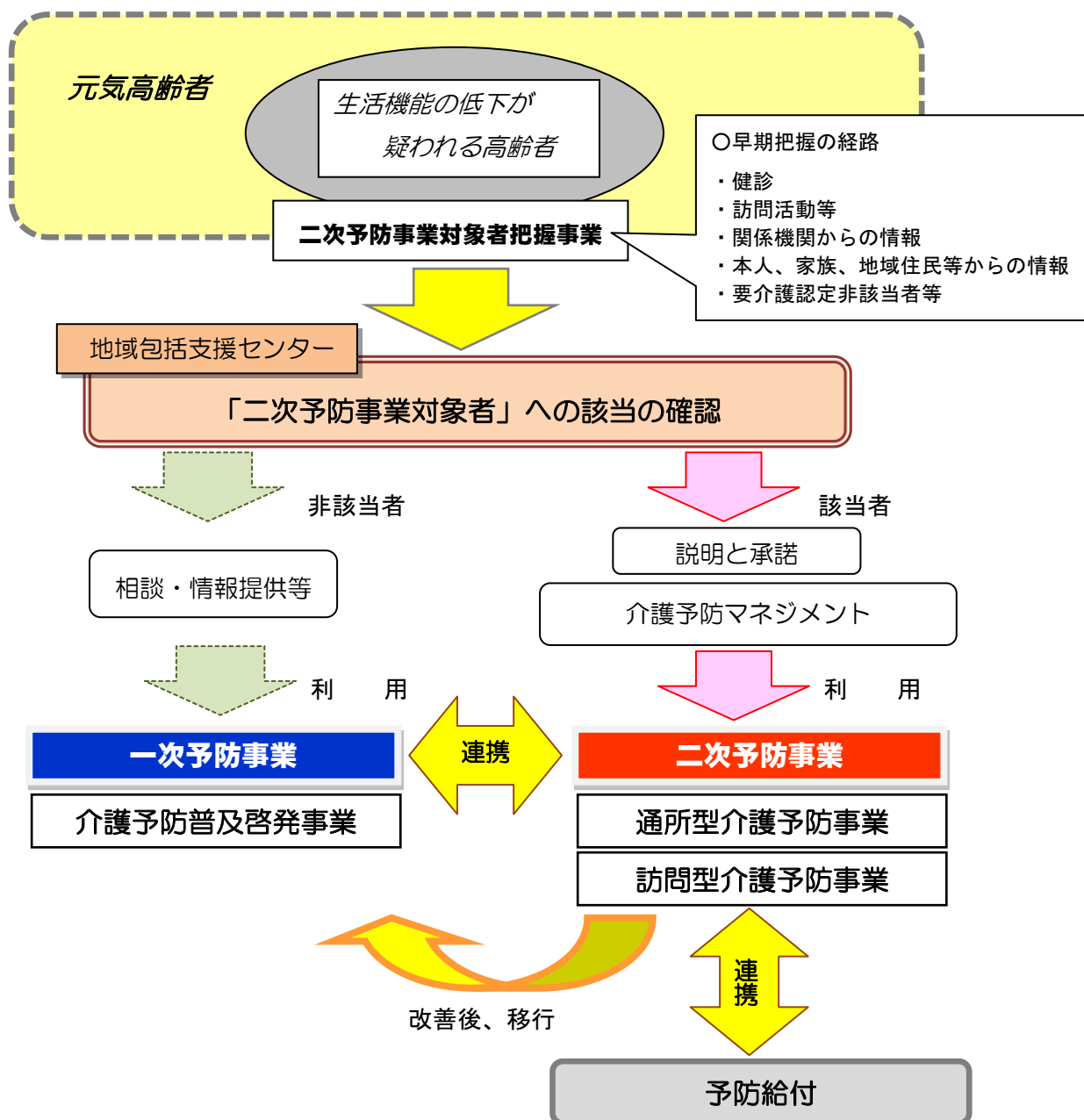
●介護予防・日常生活支援総合事業のイメージ図



（２）二次予防事業対象者把握事業の推進（二次予防事業）

二次予防事業対象となる高齢者の把握・選定を行う事業です。第1号被保険者を対象に、市の健診時や、老人クラブ、出前講座等の各種会合の参加者のほか、個別に相談があった方などへ基本チェックリストを実施し、対象者の把握を行います。

●二次予防事業対象者把握～介護予防事業のイメージ図



保健・医療・福祉等との連携により二次予防事業対象者を早期に把握し、その心身の状況等に応じて、個々の高齢者に対する個別健康教育を実施します。

①基本チェックリストの回収率の向上

高齢者へ対して、広報、ホームページへの掲載、各種会合、公共施設の窓口等でのパンフレット配布、民生委員や関係機関・団体との連携による周知により、回収率の向上を目指します。

●二次予防事業対象者把握事業の実績と実施見込み

【能代市全域】

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
高齢者人口（人）	19,350	19,345	19,218
受診対象者（人）	16,352	16,081	15,476
生活機能評価受診者数（人）	2,363	2,478	0
受診率	14.5%	15.4%	0
二次予防事業実施候補者数（人）	423	485	552
対高齢者人口割合	2.2%	2.5%	2.9%

【能代地域】

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
高齢者人口（人）	15,173	15,191	15,131
受診対象者（人）	12,802	12,596	12,118
生活機能評価受診者数（人）	1,728	1,832	0
受診率	14.0%	14.5%	0
二次予防事業実施候補者数（人）	345	414	447
対高齢者人口割合	2.3 %	2.7 %	3.0 %

【二ツ井地域】

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
高齢者人口（人）	4,177	4,154	4,087
受診対象者（人）	3,550	3,485	3,358
生活機能評価受診者数（人）	635	646	0
受診率	15.0%	18.5%	0
二次予防事業実施候補者数（人）	77	71	105
対高齢者人口割合	1.8%	1.7%	2.6%

※各年度末現在（平成 23 年度は 10 月末現在）。

- 地域支援事業実施要綱の改正により、基本チェックリストのみで対象者を把握出来ることになったことから、対象者の増加が見込まれます。
- 今後は、健康推進員、老人クラブなどの協力を得ながら、一般高齢者施策の充実により、元気高齢者の増加を目指すとともに、年齢を区切って個別に周知し、基本チェックリストを実施することにより、介護予防の啓発を行います。

（３）二次予防事業対象者に対する施策（二次予防事業）

基本チェックリストの実施により、介護予防が必要な高齢者（二次予防事業対象者）に対しては、健康教室や、生活管理指導員の派遣など、重点的な介護予防施策を展開します。

①高齢者健康相談

65歳以上の高齢者の心身の健康に関する個別の相談に応じ、心の健康相談や生活習慣病予防、寝たきり予防に関する必要な指導や助言を行います。

●二次予防事業対象者把握事業の実績と実施見込み

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
相談回数（回）	33	24	8
相談者数（人）	1,140	915	509

※各年度末現在（平成 23 年度は 10 月末現在）。

○疾病の予防や健康づくりに関心のある高齢者も多いことから、事業の周知と相談体制の充実を図ります。

②通所型介護予防事業（運動器・口腔機能の向上、栄養改善等）

介護予防が必要な二次予防事業対象者が居宅において自立した生活を維持することを目指し、運動器の機能向上などを目的とした通所による介護予防事業を展開します。

能代地域では高齢者友愛センターでのゆうあい健康教室で複合的な介護予防教室を実施しています。二ツ井地域では、二ツ井町総合体育館での筋力トレーニング教室など下肢の筋力低下予防をメインにしながら、口腔機能の向上、栄養指導など行っています。

今後は、より多くの人に参加してもらえるよう、より身近な地域へ出向いた介護予防教室の実施を検討していきます。

●転倒骨折予防教室

足腰の力が弱く転倒の恐れがあるなど、運動機能が低下している二次予防事業対象者に、体操・軽運動等を行い、転びにくい体づくりを目指す教室を開催します。

●高齢者筋力向上トレーニング事業

運動機能が低下している二次予防事業対象者に、トレーニングマシン等を使って筋力やバランス能力の向上を図ります。

●口腔機能向上事業

口腔機能が低下している二次予防事業対象者に、歯科衛生士等による口腔機能向上教室を開催し、摂食・嚥下機能訓練、口腔清掃の自立支援等を実施します。

●栄養改善事業

低栄養状態にある二次予防事業対象者を対象に、栄養状態の改善を図るため、管理栄養士による栄養相談や集団的栄養教育（栄養改善教室）等を実施します。

●通所型介護予防事業の実績と実施見込み【能代市全域】

		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
運動器機能向上事業	実施回数 (回)	28	29	9
	参加延人数 (人)	261	311	88
低栄養改善・ 口腔機能向上事業	実施回数 (回)	13	7	3
	参加延人数 (人)	43	113	41
複合型プログラム	実施回数 (回)	130	125	67
	参加延人数 (人)	2,104	2,273	1,171
合 計	実施回数 (回)	171	161	797
	参加延人数 (人)	2,408	2,697	1,300

※各年度末現在（平成 23 年度は 10 月末現在）。

○二次予防事業対象者に対しての通所型介護予防事業の実施機関が地域包括支援センターに限られており、他の施策との相互事業展開などにより、効率のよい介護予防事業が必要となってきています。

○元気高齢者の増加につながるよう、様々な機会を捉えて地域での一般高齢者に対する健康教室を実施するなど、健康づくりや介護予防施策の充実を図るとともに、介護予防教室修了者がその後も介護予防効果を持続できるよう、介護予防教室での指導内容及び事後指導の充実を図ります。

③訪問型介護予防事業（高齢者訪問指導）

二次予防事業対象者のうち、閉じこもり、認知症、うつ等のおそれがある（またはそれらの状態にある）高齢者を対象に、保健師等が訪問し、生活機能に関する問題を総合的に把握・評価して、必要な相談・指導等を実施します。

●訪問型介護予防事業の実績と実施見込み

		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
高齢者訪問指導	訪問実人数 (人)	66	81	39
	被訪問延人数 (人)	66	81	39

※各年度末現在（平成 23 年度は 10 月末現在）。

○健診の結果等も参考に、早期発見・早期予防につながるよう努めます。

④食の自立支援事業（配食サービス）

一人暮らし世帯等で調理が困難な二次予防事業対象者に、栄養改善指導と安否確認を兼ねて週3回夕食を宅配します。

●食の自立支援事業の利用状況

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
利用実人数（人）	78	76	65
延配食数（食）	8,646	6,575	4,535

※各年度末現在（平成 23 年度は 10 月末現在）。

○介護予防・日常生活支援総合事業への移行は見送ることとし、今後の検討課題として情報収集や事例研究に努めます。

⑤生活管理指導員派遣

虚弱等で基本的な動作や生活習慣が確立されていないこと等により、日常生活上何らかの支援を要する二次予防事業対象者へ生活管理指導員を派遣し、要介護状態等となることを予防するとともに、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援します。

●生活管理指導員派遣事業の利用状況

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
利用実人数（人）	39	44	41
延訪問回数（回）	1,666	2,198	1,329

※各年度末現在（平成 23 年度は 10 月末現在）。

○地域包括支援センターの適切なマネジメントにより、介護予防効果の向上を目指します。

（４）元気な高齢者等に対する施策（一次予防事業・任意事業）

元気な高齢者に対しては、高齢者ができる限り健康で活動的な生活を送ることができるよう、健康教育や健康づくり活動の普及・啓発に努めます。また、高齢者を介護する家族等への支援にも努めます。

①青空デイサービス事業の実施（再掲）

一人暮らし高齢者等に比較的軽易な農作業を体験してもらい、閉じこもりを防止し、生きがいと健康づくりや交流の場を提供する青空デイサービス事業を実施します。

●青空デイサービス事業の利用状況

		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年 度
能代	開催回数（回）	6	10	13
	延べ参加者数（人）	53	85	170
二ツ井	開催回数（回）	9	11	10
	延べ参加者数（人）	140	206	163

※各年度末現在（平成 23 年度は 10 月末現在）。

○当面は、既存の農地等を利用しながら、実施団体や指導者、参加者の輪を広げ、市民の自主的な活動を促進します。また、農作物の加工、販売等の可能性についても検討します。

②高齢者健康教育

65 歳以上の高齢者を対象に、「介護予防」、「認知症予防」、「心の健康づくり」などをテーマとした健康教室を保健師等が地域に出向いて開催します。自身での健康管理や地域での介護予防・健康保持に対する支援・普及啓発の推進を図ります。

●高齢者健康教育の利用状況

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
開催回数（回）	107	117	29
参加者数（人）	1,574	1,484	326

※各年度末現在（平成 23 年度は 10 月末現在）。

○疾病の予防や健康づくりに関心のある高齢者も多いことから、事業の周知と相談体制の充実を図ります。

③高齢者の生きがいと健康づくり事業

高齢者の生きがいと社会参加を促進し、高齢者の孤独感を解消するため、趣味講座、スポーツ大会、作品展、芸能発表等の事業を行い、高齢者の参加を促します。

●高齢者の生きがいと健康づくり事業の利用状況

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
利用者数（人）	3,731	3,155	1,967

※各年度末現在（平成 23 年度は 10 月末現在）。

○老人クラブ会員以外の市民も参加しやすい、新たな事業の実施を検討します。

④生活管理指導短期宿泊

家族の養護が一時的に困難になった場合や、一人暮らし二次予防事業対象者が一時的に養護を必要とした場合に養護老人ホームに入所させることで在宅の二次予防事業対象者等の生活習慣の指導、体調調整を行います。

●生活管理指導短期宿泊事業の利用状況

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
利用実人数（日）	5	1	2
利用延日数（日）	65	6	17

※各年度末現在（平成 23 年度は 10 月末現在）。

○在宅の二次予防事業対象者等の生活習慣指導、体調調整を養護老人ホーム入居で実施します。

⑤家族介護者支援事業

家族を在宅で介護している者同士の支え合いと交流研修の場を提供し、介護者の声を聞きながら支援を行っています。また、介護を終えた家族（夢見る会）が、今家族を介護している方への支援、アドバイスを行えるよう自主グループとしての活動を応援しています。

●家族介護者支援事業の利用状況

		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
家族介護者の集い	開催回数（回）	13	12	7
	延べ参加者数（人）	281	168	93
夢見る会	開催回数（回）	5	6	2
	延べ参加者数（人）	42	44	11

※各年度末現在（平成 23 年度は 10 月末現在）。

○今後も家族介護者の支援を継続し、家族介護者の負担軽減と、自主的な活動の育成に努めます。

⑥家族介護用品支給事業（再掲）

おむつ使用者を介護する家族に、おむつ等の購入費の全部又は一部を助成します。

●家族介護用品支給事業の利用状況

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
利 用 者 数	860 人	1,013 人	1,000 人
利用券利用枚数	6,873 枚	8,018 枚	5,329 枚

※各年度末現在（平成 23 年度は 10 月末現在）。

○利用対象者の条件、助成額の見直しを検討します。

⑦徘徊高齢者家族支援サービス事業（再掲）

徘徊探知機能を有した機器を、家族が購入する場合に、その初期費用を助成します。
（初期費用：機器代、加入手数料。※使用料は、利用者負担。）

●徘徊高齢者家族支援サービス事業の利用状況

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
利 用 者 数	1 人	0 人	0 人
助 成 金 額	11,445 円	0 円	0 円

※各年度末現在（平成 23 年度は 10 月末現在）。

○利用者数が減っており、事業の周知に努めるとともに、事業のあり方について検討します。

⑧地域自立生活支援事業（配食サービス）

一人暮らし世帯等で調理が困難な高齢者（二次予防事業対象者以外）を対象に、栄養改善指導と安否確認を兼ねて週 3 回夕食を宅配します。

●地域自立生活支援事業の利用状況

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
利 用 実 人 数	99 人	110 人	72 人
延 配 食 数	12,546 食	12,182 食	5,488 食

※各年度末現在（平成 23 年度は 10 月末現在）。

○要支援認定者へのサービス提供について検討を進めます。

施策Ⅳ 在宅介護サービス基盤の整備

（１）要支援者に対する介護予防サービスの充実・強化

高齢者の増加とともに要介護認定者の割合も高くなっています。介護の中重度への移行を抑えることは、介護給付費の上昇鈍化にもつながりますので、効果的な介護予防サービスが提供されるよう、地域包括支援センターにおいて適切な介護予防プランの作成に努めます。

また、サービス事業者等との連絡調整を行い、継続的な介護予防マネジメントを実施し、要支援者の介護予防サービスの充実・強化を図ります。

①介護予防サービス (予防給付による居宅サービス・地域密着型サービス)	
サービス名称	サービス内容
①介護予防訪問介護	利用者が自力では困難な行為について、同居家族の支え、地域の支え合い・支援サービスなどが受けられない場合に、ホームヘルパーによる日常生活上の支援や家事の援助などを行います。
②介護予防 訪問入浴介護	居室に浴室がなく、感染症などの理由により、その他の施設における浴室の利用が困難な場合などに限定して、巡回入浴車が家庭を訪問し、家庭での入浴介助を行います。
③介護予防訪問看護	疾患等を抱えている人について、看護師などが家庭を訪問し、介護予防を目的とした療養上の世話などを行います。
④介護予防 訪問リハビリテーション	居宅でできる生活行為を向上させる訓練が必要な場合に、作業療法士や理学療法士、言語聴覚士が家庭を訪問し、機能訓練を行います。
⑤介護予防 居宅療養管理指導	医師、歯科医師、薬剤師などが家庭を訪問し、介護予防を目的とした療養上の管理や指導を行います。
⑥介護予防通所介護	デイサービスセンター等の施設で、食事や入浴などの日常生活上の支援を行うほか、その人の目標に合わせた選択的サービス（運動器の機能向上・栄養改善・口腔機能の向上）が受けられます。
⑦介護予防 通所リハビリテーション	老人保健施設や病院等で、機能訓練、食事や入浴などの日常生活上の支援を行うほか、その人の目標に合わせた選択的サービス（運動器の機能向上・栄養改善・口腔機能の向上）が受けられます。
⑧介護予防 短期入所生活介護	特別養護老人ホームなどの福祉施設に短期間入所し、介護予防を目的とした日常生活上の支援や機能訓練などが受けられます。
⑨介護予防 短期入所療養介護	老人保健施設や病院等に短期間入所し、医学的管理のもとに介護予防を目的とした日常生活上の看護や支援、機能訓練などが受けられます。
⑩介護予防特定施設 入居者生活介護	有料老人ホーム、軽費老人ホームなどに入所している高齢者が介護予防を目的とした日常生活上の支援や機能訓練などを受けられます。

⑪介護予防 福祉用具貸与	福祉用具のうち介護予防に資するものについてレンタルします。
⑫特定介護予防 福祉用具販売	介護予防に資する入浴や排泄などレンタルには適さない用具については、購入費を支給します。
⑬介護予防住宅改修	段差を解消したり、手すりを取り付けるといった小規模な改修に対して20万円を上限に費用が支給されます。
⑭介護予防支援	地域包括支援センターが、利用者の希望を取り入れながら介護予防ケアプランを作成し、サービス事業者との連絡調整を行います。
⑮（地域密着型） 介護予防認知症 対応型通所介護	認知症で要支援の高齢者が、デイサービスセンターなどで介護予防を目的として日常生活上の世話や機能訓練などを受けます。
⑯（地域密着型） 介護予防小規模 多機能型居宅介護	「通い」を中心に、利用者の選択に応じて「訪問」や「泊まり」のサービスを組み合わせ、介護予防を目的として入浴、食事等の介護、機能訓練等を行います。
⑰（地域密着型） 介護予防認知症 対応型共同生活介護	認知症で要支援の高齢者が、少人数で共同生活しながら、介護スタッフから介護予防を目的とした日常生活上の支援や機能訓練を受けられます。

（２）中重度を支える在宅サービスの充実・強化

高齢者の人口が増加していますが、特に後期高齢者人口が増加し、長寿化とともに介護の中重度化が進んでいます。

中重度になってもできる限り住み慣れた自宅での生活を継続できるよう、医療と連携した訪問看護など充実が求められています。定期巡回・随時対応型訪問介護看護などの新たなサービスの実施を見込むため、その他の新たな介護サービス基盤の整備については抑制することとします。ただし、本計画期間内において引き続き状況の把握を行い新たな介護サービス基盤の整備が必要と判断した場合は、適正な需要に対応したサービスの提供を実施します。

①居宅サービス（介護給付） （広域的にサービスを受けることができます。）	
サービス名称	サービス内容
①訪問介護	ホームヘルパーが家庭を訪問し、日常生活上の介護や家事の援助などを行います。
②訪問入浴介護	巡回入浴車が家庭を訪問し、家庭での入浴介助を行います。
③訪問看護	看護師や保健師が家庭を訪問し、療養上の世話や診療の補助を行います。
④訪問リハビリテーション	理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が家庭を訪問し、機能訓練を行います。
⑤居宅療養管理指導	医師、歯科医師、薬剤師などが家庭を訪問し、療養上の管理や指導を行います。
⑥通所介護	デイサービスセンターなどに通い、食事、入浴、機能訓練などが日帰りで受けられます。

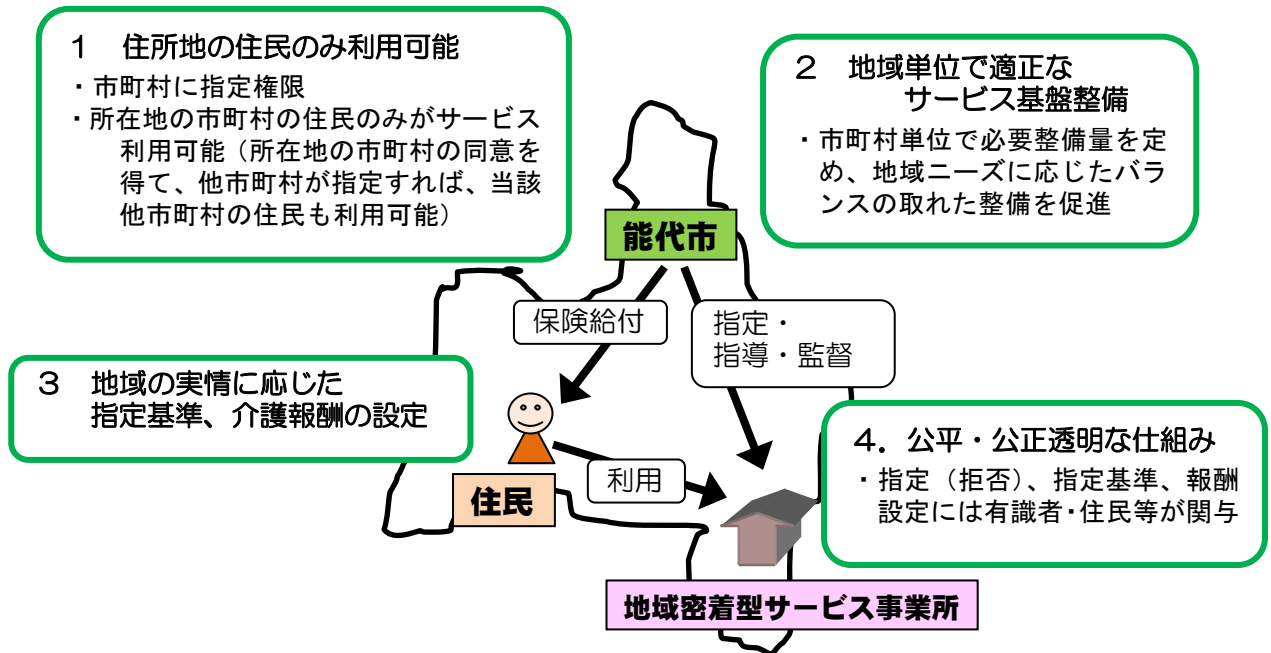
⑦通所リハビリテーション	老人保健施設や病院等で、機能訓練、食事や入浴などの支援が受けられます。
⑧短期入所生活介護	特別養護老人ホームなどの福祉施設に短期間入所し、日常生活上の介護や機能訓練などが受けられます。
⑨短期入所療養介護	老人保健施設や病院等に短期間入所し、医学的管理のもとに日常生活上の看護や介護、機能訓練等が受けられます。
⑩特定施設入居者生活介護	有料老人ホーム、軽費老人ホームなどに入所し、食事・入浴・排泄の介助や、機能訓練などが受けられます。
⑪福祉用具貸与	車いすやベッドなど日常生活の自立を助ける用具をレンタルします。
⑫特定福祉用具販売	入浴や排泄などレンタルには適さない用具については、購入費を支給します。
⑬住宅改修	段差を解消したり、手すりを取り付けるといった小規模な改修に対して20万円を上限に費用が支給されます。
⑭居宅介護支援	ケアマネジャーが、利用者の希望を取り入れながらケアプランを作成し、サービス事業者との連絡調整を行います。

②地域密着型サービス（介護給付）

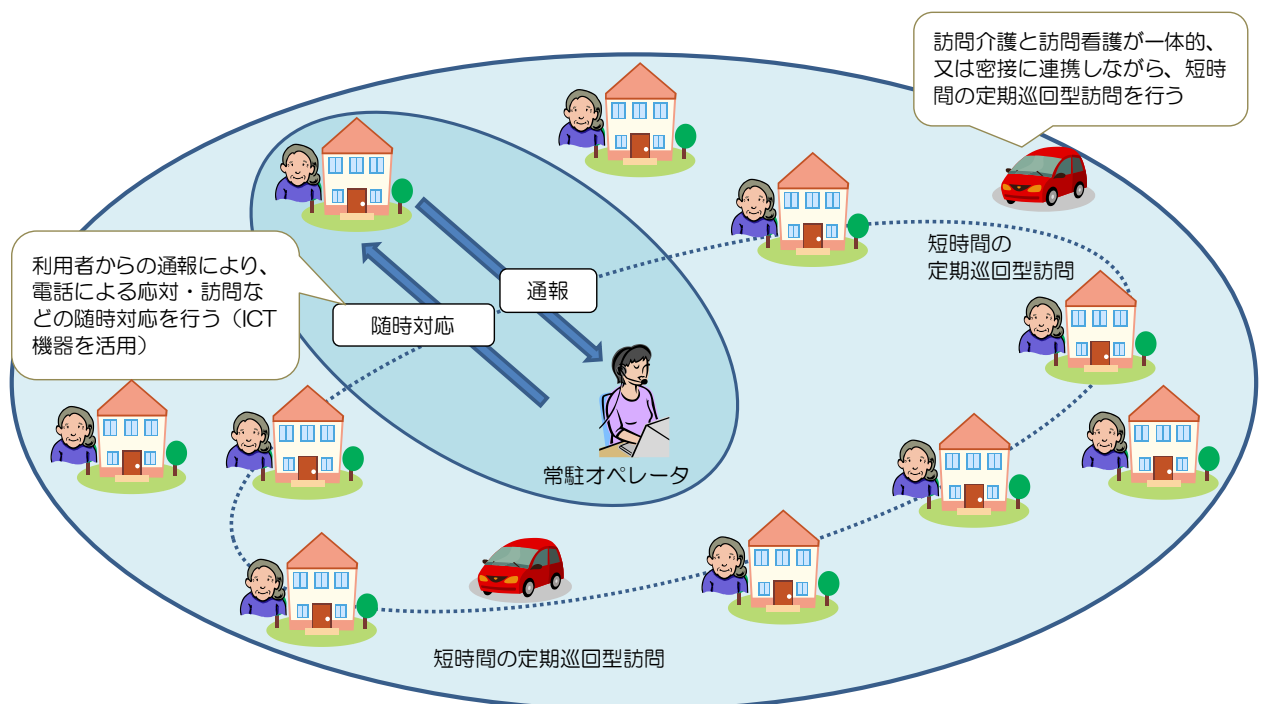
（住所地の市町村のサービスに限られます。）

サービス名称	サービス内容
①定期巡回・随時対応型訪問介護看護	利用者の医療・看護ニーズに迅速かつ的確に対応するため、1日複数回の定期訪問と24時間の随時対応を組み合わせ、訪問介護と訪問看護のサービスを一体的に提供するサービスです。今のところ、能代市にはサービス事業者はありません。
②夜間対応型訪問介護	24時間安心して在宅生活が送れるよう、夜間の巡回や通報システムにより、ホームヘルパーが日常生活上の介護や家事の援助などを行うサービスですが、今のところ、能代市にはサービス事業者はありません。
③認知症対応型通所介護	認知症の方を対象に、デイサービスセンターなどにおいて食事、入浴、日常動作訓練などが受けられます。
④小規模多機能型居宅介護	「通い」を中心に、利用者の選択に応じて「訪問」や「泊まり」のサービスを組み合わせ、入浴、食事等の介護、機能訓練等を行います。
⑤認知症対応型共同生活介護	認知症の高齢者などが、少人数で共同生活しながら、介護スタッフから日常生活上の支援や機能訓練を受けられます。
⑥地域密着型特定施設入居者生活介護	有料老人ホームなどの特定施設のうち、入居定員が30人未満の小規模な介護専用型特定施設に入居する人が、日常生活上の世話や機能訓練などの介護サービスを受けられます。今のところ能代市にはサービスを受けられる施設はありません。
⑧複合型サービス	要介護度が高く、医療ニーズの高い利用者に柔軟に対応するため、小規模多機能型居宅介護と訪問看護等の複数のサービスを組み合わせ提供する複合型事業所において、看護と介護サービスを一体的に提供するサービスです。今のところ、能代市にはサービス事業者はありません。

●地域密着型サービスの特徴



●定期巡回・随時対応型訪問介護看護



(3) 居宅系サービス量の推計

① 居宅サービス

居宅サービスの量の推計にあたっては、過去3年間のサービス別、要介護度別の利用率及び1人あたり利用量の実績を基に、今後のサービス利用の推移を見込みました。

【介護予防サービス（予防給付）】

●介護予防サービス（予防給付）の利用実績と見込み

	平成 21 年 度	平成 22 年 度	平成 23 年 度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
①介護予防訪問介護	3,389 人	3,575 人	3,859 人	3,900 人	4,116 人	4,944 人
②介護予防訪問入浴介護	52 回	43 回	57 回	24 回	24 回	24 回
	15 人	15 人	18 人	12 人	12 人	12 人
③介護予防訪問看護	651 回	591 回	432 回	366 回	366 回	366 回
	190 人	185 人	138 人	132 人	132 人	132 人
④介護予防 訪問リハビリテーション	32 回	0 回	0 回	0 回	0 回	0 回
	12 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
⑤介護予防 居宅療養管理指導	96 人	122 人	167 人	132 人	132 人	144 人
⑥介護予防通所介護	3477 人	3386 人	3357 人	3,384 人	3,660 人	4,116 人
⑦介護予防 通所リハビリテーション	169 人	153 人	154 人	156 人	168 人	192 人
⑧介護予防 短期入所生活介護	1,101 日	1,352 日	1,299 日	1,610 日	2,442 日	3,274 日
	154 人	170 人	154 人	156 人	228 人	300 人
⑨介護予防 短期入所療養介護	66 日	21 日	12 日	156 日	156 日	156 日
	16 人	5 人	3 人	12 人	12 人	12 人
⑩介護予防特定施設 入居者生活介護	15 人	13 人	12 人	168 人	228 人	240 人
⑪介護予防福祉用具貸与	516 人	591 人	633 人	636 人	660 人	684 人
⑫特定介護予防 福祉用具販売	63 人	62 人	61 人	72 人	84 人	96 人
⑬住宅改修	61 人	60 人	55 人	72 人	84 人	108 人
⑭介護予防支援	6,262 人	6,352 人	6,620 人	6,900 人	7,320 人	7,920 人

※平成24年度以降が今後の見込み値であり、平成21～23年度は実績値。ただし、23年度については、9月末時点での見込み実績。以降の表も同じ。

【介護給付】

●居宅サービスの利用実績と見込み

	平成 21 年 度	平成 22 年 度	平成 23 年 度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
①訪問介護	112,800 回 5,134 人	132,012 回 5,831 人	145,584 回 6,491 人	130,278 回 6,180 人	158,059 回 7,116 人	176,891 回 7,980 人
②訪問入浴介護	3,141 回 768 人	3,540 回 842 人	3,965 回 916 人	3,691 回 864 人	3,850 回 900 人	3,996 回 936 人
③訪問看護	4,943 回 1,124 人	5,844 回 1,233 人	6,068 回 1,277 人	6,127 回 1,296 人	6,284 回 1,332 人	6,388 回 1,356 人
④訪問 リハビリテーション	103 回 31 人	159 回 47 人	229 回 67 人	252 回 84 人	324 回 108 人	396 回 132 人
⑤居宅療養管理指導	605 人	626 人	788 人	768 人	816 人	864 人
⑥通所介護	77,244 回 8,115 人	82,279 回 8,856 人	90,306 回 9,693 人	86,116 回 8,772 人	95,977 回 9,744 人	106,591 回 10,800 人
⑦通所 リハビリテーション	2,955 回 377 人	3,191 回 408 人	3,863 回 494 人	4,001 回 480 人	4,225 回 504 人	4,416 回 528 人
⑧短期入所生活介護	60,086 日 3,504 人	86,362 日 4,596 人	104,561 日 5,390 人	110,880 日 5,712 人	119,663 日 6,180 人	131,542 日 6,792 人
⑨短期入所療養介護	983 日 77 人	673 日 49 人	1,030 日 62 人	1,236 日 96 人	1,236 日 96 人	1,236 日 96 人
⑩特定施設入居者 生活介護	38 人	51 人	86 人	732 人	816 人	900 人
⑪福祉用具貸与	4,465 人	5,153 人	5,988 人	5,892 人	6,036 人	6,192 人
⑫特定福祉用具販売	133 人	173 人	223 人	228 人	252 人	276 人
⑬住宅改修	117 人	115 人	110 人	84 人	108 人	144 人
⑭居宅介護支援	13,257 人	15,115 人	17,214 人	17,508 人	18,648 人	20,016 人

★★★見込量の確保のための方策★★★

現状のサービス提供基盤で必要なサービス量はおおむね確保できます。今後も、意向調査を実施するなど利用動向を的確に把握するとともに、事業者に対して適切な情報提供等を行いながら、中長期的な視野で事業運営を行い、サービス見込量の確保に努めます。

また、新たな介護サービス基盤の整備は抑制することとし、本計画期間内において引き続き状況の把握を行い、新たな介護サービス基盤の整備が必要と判断した場合は、適正な需要に基づくサービスの提供を実施します。

②地域密着型サービス

地域密着型サービスの量の推計にあたっては、過去3年間のサービス別、要介護度別の利用率及び1人あたり利用量の実績に、第4期計画期間内の新規開設事業所（小規模多機能型居宅介護事業所3か所）の利用者の増加分を見込みました。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護について、ニーズに応じた適切な整備を検討し、一定のサービス利用を見込みました。

【予防給付】

●地域密着型介護予防サービスの利用実績と見込み

	平成21 年 度	平成22 年 度	平成23 年 度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
①介護予防 認知対応型通所介護	136回	95回	90回	108回	108回	108回
	33人	23人	32人	24人	24人	24人
②介護予防 小規模多機能型居宅介護	157人	163人	168人	300人	324人	348人
③介護予防 認知症対応型共同生活介護	1人	14人	6人	0人	0人	0人

【介護給付】

●地域密着型サービスの利用実績と見込み

	平成21 年 度	平成22 年 度	平成23 年 度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
①定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	0人	0人	0人	72人	72人	72人
②夜間対応型訪問介護	0人	0人	0人	0人	0人	0人
③認知対応型通所介護	1,672回	1,812回	1,787回	1,660回	1,660回	1,660回
	199人	219人	212人	216人	216人	216人
④小規模多機能型居宅介護	771人	789人	874人	1,536人	1,572人	1,632人
⑤認知症対応型共同生活介護	2,813人	2,748人	2,740人	2,736人	2,736人	2,736人
⑥地域密着型 特定施設入居者生活介護	0人	0人	0人	0人	0人	0人
⑦地域密着型 介護老人福祉施設入所者生活介護	0人	0人	29人	348人	348人	348人
⑧複合型サービス	0人	0人	0人	0人	0人	0人

**★★★見込量の確保のための方策★★★**

第4期計画での小規模多機能型居宅介護の整備により必要なサービス量はおおむね確保できます。今後も、意向調査を実施するなど利用動向を的確に把握するとともに、事業者に対して適切な情報提供等を行いサービス見込量の確保に努めます。

医療・看護ニーズの高い高齢者に柔軟に対するサービスとして、定期巡回・随時対応型訪問介護看護のサービス提供を見込んでおり、必要なサービス量を確保できるよう情報提供に努め、事業者の積極的な参入を促します。

複合型サービスについては、提供事業者の想定が当面は難しいことから第5期計画においては見込んでいませんが、各サービスの利用状況や複合型サービスのニーズを踏まえながら事業者の参入促進を検討していきます。

また、新たな介護サービス基盤の整備は抑制することとし、本計画期間内において引き続き状況の把握を行い、新たな介護サービス基盤の整備が必要と判断した場合は、適正な需要に基づくサービスの提供を実施します。

施策Ⅴ 在宅介護サービスの質的向上

（１）介護従事者の資質の向上

①研修に関する情報提供

介護サービスに携わる人材の養成や就業後の質的向上のため、研修に関する情報提供を行います。特に地域密着型サービス事業者の職員については、計画的に研修に参加させ、資質の向上を図るよう事業者を指導し、サービスの向上を促します。

②研修会の実施

介護予防の効果を高めるため、生活管理指導員等、介護予防従事者の研修会の実施を検討します。

③介護支援専門員との情報交換会等の開催

介護支援専門員（ケアマネジャー）の資質の向上や、知識・技術の向上のほか、困難事例の解決に向けた連携や情報共有などを目指し、研修テーマを決めた介護支援専門員との情報交換会を地域包括支援センターが中心となって開催します。

（２）介護事業者の指導監督等

①地域密着型サービスの実地指導及び監査の実施

地域密着型サービス事業者の実地指導及び監査を行い、適正なサービスの確保とさらなるサービスの向上を目指します。

②情報収集等による実態の把握

地域密着型サービスの事業者の選定、指定更新にあたっては、有識者、市民等の意見も伺いながら、公正な審査を実施するほか、運営推進会議に職員を派遣することにより、実態の把握に努めます。また、県指定施設についても、情報収集に努めます。

③事業者への情報提供の充実

実地指導の結果や事故報告などの事例を紹介するなど、情報提供に努め、事業者の注意を促します。

（３）介護保険制度の円滑な運用

①介護給付費の適正化

認定調査員等の研修の充実や相互の情報交換体制を充実するとともに、事業者指導体制の強化やケアプランの抽出チェック等により、介護給付費の適正化を図ります。

介護給付等費用適正化事業として、第5期計画期間の最終年度である平成26年度までに、要介護認定・ケアマネジメント・介護報酬請求の各分野において効果があると見込まれる①認定調査状況チェック、②ケアプランの点検、③住宅改修等の点検、④介護給付通知、⑤医療情報との突合から成る主要5事業の実施を計画しています。

②低所得者への配慮

介護サービスが必要でありながら、経済的理由で利用できなかったり、制限したりすることがないように、個別の事情に応じて介護保険料や利用料の減免制度のほか、高額介護サービス費などの負担軽減制度の適切な運用を図ります。

③苦情処理体制の整備

利用者からの不満や苦情には、利用者保護の立場から原因を究明し、トラブルの再発を防ぐよう迅速で適切な対応に努めます。また、県や国民健康保険団体連合会との連絡調整を図るとともに、地域包括支援センターや居宅介護支援事業者などとの連携を強化し、苦情に対する相談・援助体制を整備します。

④情報提供の充実

サービスガイドやホームページの内容を充実し、これらを活用した広報活動のほか、利用者のサービス選択制度の周知や事業者情報の提供に努めます。また、各種会合や研修会への講師派遣など、様々な機会を捉えて、制度の周知を図ります。

（４）在宅ケアの推進等

①医療・住まい等との連携

がんの末期状態や病氣療養後などに、自宅で過ごしたいと思っている方が往診などの医療の確保が難しい状況から、転院や施設の入所で対応せざるを得ない状況にあります。訪問看護サービスの充実を図り、医療との連携を深めながら在宅での生活支援に努めます。

また、サービス付き高齢者向け住宅などの整備によって高齢者の住まいに対する考え方も変わってきておりますので、整備動向等を把握し情報提供するとともに、住宅改修に対する補助制度や福祉用具の紹介・利用等を進めていきます。

②虐待・身体拘束の防止等

高齢者の認知症による言動の混乱や身体的自立度の低下による介護負担、経済負担、心理的ストレスの増大が虐待などにつながると言われており、特に介護が長期化している場合に多くなっています。

地域包括支援センターを核として、家族介護者同士の交流の場を設け、話し合える機会をつくるとともに、それぞれの個別の相談に応じていくことで精神的な疲労の緩和を図り、虐待・身体拘束などの防止に努めます。また、介護事業所での虐待・身体拘束等を防止するための相談・通報体制を整備するとともに、虐待防止マニュアルの整備を進め、高齢者の人格と尊厳を守ります。

施策Ⅵ 施設介護サービスの基盤整備

(1) 重度者に対する入所施設の整備

新たな特別養護老人ホームの増床や小規模特養の整備等は、今後の介護サービスの利用動向等を見極めた上で判断することとし、本計画では検討課題とします。ただし、急激な利用動向の変化など、介護を取り巻く状況によっては、介護給付費への影響を考慮した上で、次期計画の前倒しとしての施設整備を実施することとします。

民間のサービス付き高齢者向け住宅や有料老人ホームなどの整備等による高齢者の住環境や介護環境の変化も考慮します。

①施設サービス (広域的にサービスを受けることができます。)	
サービス名称	サービス内容
①介護老人福祉施設	常に介護が必要で自宅での生活が困難な方が入所し、日常生活上必要な介護、機能訓練、療養上の世話を受けます。
②介護老人保健施設	病状が安定し、治療よりは看護や介護に重点を置いたケアが必要な方が入所します。
③介護療養型医療施設	急性期の治療が終わり、長期の療養を必要とする方のための医療機関の病床です。平成23年度末までに介護療養病床が廃止される予定でしたが平成29年度末までに期限が延長されました。今後も、介護老人福祉施設等への転換等が見込まれます。

②地域密着型サービス (住所地の市町村のサービスの利用に限られます。)	
サービス名称	サービス内容
①地域密着型 介護老人福祉施設入所者 生活介護(小規模特養)	入所定員が30人未満の小規模な介護老人福祉施設に入所する人が、日常生活上の世話や機能訓練などの介護サービスを受けられます。

施設利用者の割合の目標

(介護保険3施設及び介護専用の居住系サービスの利用者数の合計の割合を要介護2以上の認定者数の37%以下とすること。)

	実績			計画		
	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
要介護2～5の認定者数 A	1,666	1,775	1,899	2,021	2,140	2,228
施設・居住系サービス利用者数 B	850	875	852	898	899	899
介護老人福祉施設	238	250	246	259	259	259
介護老人保健施設	266	273	274	275	275	275
介護療養型医療施設	109	109	104	106	107	107
認知症対応型共同生活介護	237	243	227	228	228	228
特定施設入居者生活介護(介護専用型)	0	0	1	1	1	1
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	0	29	29	29
Aに対するBの割合	51.0%	49.3%	44.9%	44.4%	42.0%	40.4%

※10月1日現在

(2) 施設サービス量の推計

施設サービスの量の推計にあたっては、市内施設の整備量や、市外施設の利用状況を勘案し見込んでいます。

介護療養型医療施設については、事業者の転換計画が明らかとなっていないため、現状の整備量で見込んでいます。

【介護給付】

●施設サービスの実績と見込み量

	平成 21 年 度	平成 22 年 度	平成 23 年 度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
①介護老人福祉施設	2,916 人	3,038 人	2,999 人	3,108 人	3,108 人	3,108 人
②介護老人保健施設	3,224 人	3,300 人	3,319 人	3,300 人	3,300 人	3,300 人
③介護療養型医療施設	1,273 人	1,294 人	1,285 人	1,272 人	1,284 人	1,284 人
④療養病床からの転換分	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

●地域密着型サービスの利用実績と見込み（再掲）

	平成 21 年 度	平成 22 年 度	平成 23 年 度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
⑦地域密着型 介護老人福祉施設入所者生活介護	0 人	0 人	29 人	348 人	348 人	348 人

★★★見込量の確保のための方策★★★

施設サービス基盤は、第4期計画までの国の定める整備目標割合を上回っている状況にありますが、施設の入所希望者は増えています。

市内の特別養護老人ホームへの入所希望者のうち、既に他の施設に入所している方などを除いた要介護度4以上の重度で在宅の要介護者は約90人と見込まれていますが、施設整備は、確実に介護保険料の引き上げにつながることから、市民の理解と財政状況を踏まえた対応が必要です。

また、本市では、施設入所にあたって、介護の必要性や家族の状況を勘案した重度者の優先入所が進んでおり、以下の目標達成は可能な見込みです。

施設利用者数の重度者への重点化の目標

（施設サービス、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の利用者で要介護4・5の割合を70%以上とすること。）

	実績			計画		
	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
介護保険3施設利用者数 A	605	624	653	669	670	670
うち要介護4・5の利用者数 B	407	418	442	458	464	472
Aに対するBの割合	67.3%	67.0%	67.7%	68.5%	69.3%	70.4%

※実績は、10月分介護保険事業状況報告より

施策Ⅶ 施設介護サービスの質的向上

（１）介護従事者の資質の向上

①研修に関する情報提供

介護サービスに携わる人材の養成や就業後の質的向上のため、研修に関する情報提供を行います。特に地域密着型サービス事業者の職員については、計画的に研修に参加させ、資質の向上を図るよう事業者を指導し、サービスの向上を促します。

（２）介護事業者の指導監督等

①地域密着型サービス事業者の実地指導及び監査の実施

地域密着型サービス事業者の実地指導及び監査を行い、適正なサービスの確保とさらなるサービスの向上を目指します。

②情報収集等による実態の把握

事業者の選定、指定更新にあたっては、有識者、市民等の意見も伺いながら、公正な審査を実施するほか、運営推進会議に職員を派遣することにより、実態の把握に努めます。また、県指定施設についても、情報収集に努めます。

③事業者への情報提供の充実

実地指導の結果や事故報告などの事例を紹介するなど、情報提供に努め、事業者の注意を促します。

（３）介護保険制度の円滑な運用

①介護給付費の適正化

認定調査員等の研修の充実や相互の情報交換体制を充実するとともに、事業者指導体制の強化やケアプランの抽出チェック等により、介護給付費の適正化を図ります。

②低所得者への配慮

介護サービスが必要でありながら、経済的理由で利用できなかったり、制限したりすることがないように、個別の事情に応じて介護保険料や利用料の減免制度のほか、高額介護サービス費などの負担軽減制度の適切な運用を図ります。

③苦情処理体制の整備

利用者からの不満や苦情には、利用者保護の立場から原因を究明し、トラブルの再発を防ぐよう迅速で適切な対応に努めます。また、県や国民健康保険団体連合会との連絡調整を図るとともに、地域包括支援センターや居宅介護支援事業者などとの連携を強化し、苦情に対する相談・援助体制を整備します。

④情報提供の充実

サービスガイドやホームページの内容を充実し、これらを活用した広報活動のほか、利用者のサービス選択制度の周知や事業者情報の提供に努めます。また、各種会合や研修会への講師派遣など、様々な機会を捉えて、制度の周知を図ります。

(4) ユニットケアの推進等

①個室ユニットケアの推進

施設介護サービスにおいても、入所者の意志及び人格を尊重しながらその自立を支援するため、在宅に近い居住環境である個室と共有空間からなる少人数のユニットごとに職員を配置し、入所者一人ひとりの個性と生活のリズムを尊重したケアを実施するため、個室ユニットケアを推進する必要があります。第4期計画での新たな地域密着型介護老人福祉施設は個室ユニット型で整備していますが、今後も施設整備が必要となった場合は、市内で不足している個室ユニット型施設としての整備を検討します。

②低所得者への配慮と従来型多床室でのケアの充実

施設の個室ユニット化に伴う居住費等の増額により、低所得者の施設入所が困難になることにも配慮し、今後の施設整備のあり方を検討しながら、従来型多床室の施設についても入所者の人格を尊重したケアに努めるよう啓発していきます。

③虐待・身体拘束の防止等

施設での虐待・身体拘束等を防止するための相談・通報体制を整備するとともに、虐待防止マニュアルの整備を進め、高齢者の人格と尊厳を守ります。

2 介護保険事業費の見込みと介護保険料

(1) 介護保険事業費の見込み

①介護サービス総給付費

本章掲載の施策第Ⅳから第Ⅶまでの各サービスの見込みに基づいて給付を算出した結果、第5期介護保険事業計画期間である平成24年度から平成26年度までの本市におけるサービス給付費の年度ごとの推移は以下のようになります。

●介護予防サービス（予防給付）

介護予防サービス給付費は、計画期間中、横ばいあるいは若干の増加が見込まれ、平成26年度では約3.3億円、3年間合計で約8.8億円の費用を見込んでいます。

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	合 計
介護予防サービス	221,491 千円	246,841 千円	288,254 千円	756,586 千円
①介護予防訪問介護	76,204 千円	80,430 千円	97,716 千円	254,350 千円
②介護予防訪問入浴介護	273 千円	273 千円	273 千円	819 千円
③介護予防訪問看護	1,513 千円	1,513 千円	1,513 千円	4,539 千円
④介護予防訪問リハビリテーション	0 千円	0 千円	0 千円	0 千円
⑤介護予防居宅療養管理指導	611 千円	611 千円	665 千円	1,887 千円
⑥介護予防通所介護	101,045 千円	108,974 千円	125,093 千円	335,112 千円
⑦介護予防通所リハビリテーション	5,606 千円	5,895 千円	6,737 千円	18,238 千円
⑧介護予防短期入所生活介護	9,597 千円	14,578 千円	19,558 千円	43,733 千円
⑨介護予防短期入所療養介護	1,113 千円	1,113 千円	1,113 千円	3,339 千円
⑩介護予防特定施設入居者生活介護	20,836 千円	28,358 千円	30,089 千円	79,283 千円
⑪介護予防福祉用具貸与	2,930 千円	3,039 千円	3,147 千円	9,116 千円
⑫特定介護予防福祉用具販売	1,763 千円	2,057 千円	2,350 千円	6,170 千円
住宅改修	8,432 千円	9,837 千円	12,648 千円	30,917 千円
介護予防支援	29,593 千円	31,391 千円	33,958 千円	94,942 千円
介護予防サービス給付費計	259,516 千円	288,069 千円	334,860 千円	882,445 千円

●居宅サービス給付費

居宅サービス給付費は、計画期間中、毎年が増加が見込まれ、平成 26 年度では約 30.7 億円、3 年間合計で約 83.7 億円の費用を見込んでいます。

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	合 計
居宅サービス	2,274,003 千円	2,539,066 千円	2,797,225 千円	7,610,324 千円
①訪問介護	385,991 千円	472,929 千円	528,675 千円	1,387,595 千円
②訪問入浴介護	41,941 千円	43,741 千円	45,405 千円	131,087 千円
③訪問看護	37,402 千円	38,231 千円	38,891 千円	114,524 千円
④訪問リハビリテーション	712 千円	916 千円	1,119 千円	2,747 千円
⑤居宅療養管理指導	3,672 千円	3,898 千円	4,139 千円	11,709 千円
⑥通所介護	657,797 千円	743,445 千円	827,399 千円	2,228,641 千円
⑦通所リハビリテーション	32,720 千円	34,656 千円	36,101 千円	103,477 千円
⑧短期入所生活介護	894,488 千円	964,315 千円	1,059,782 千円	2,918,585 千円
⑨短期入所療養介護	11,350 千円	11,350 千円	11,350 千円	34,050 千円
⑩特定施設入居者生活介護	126,086 千円	141,628 千円	157,170 千円	424,884 千円
⑪福祉用具貸与	74,622 千円	76,451 千円	78,415 千円	229,488 千円
⑫特定福祉用具販売	7,252 千円	7,506 千円	8,779 千円	23,537 千円
住宅改修	8,341 千円	10,724 千円	14,299 千円	33,364 千円
居宅介護支援	226,369 千円	241,595 千円	259,890 千円	727,854 千円
居宅サービス給付費計	2,508,743 千円	2,791,385 千円	3,071,414 千円	8,371,542 千円

●地域密着型サービス

地域密着型サービス給付費は、計画期間中、毎年が増加が見込まれ、平成 26 年度では約 10.8 億円、3 年間合計で約 31.9 億円の費用を見込んでいます。

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	合 計
地域密着型サービス	1,033,708 千円	1,039,571 千円	1,051,319 千円	3,124,598 千円
①定期巡回・随時対応型訪問介護看護	9,817 千円	9,817 千円	9,817 千円	29,451 千円
②夜間対応型訪問介護	0 千円	0 千円	0 千円	0 千円
③認知症対応型通所介護	18,499 千円	18,499 千円	18,499 千円	55,497 千円
④小規模多機能型居宅介護	272,702 千円	278,565 千円	290,313 千円	841,580 千円
⑤認知症対応型共同生活介護	648,684 千円	648,684 千円	648,684 千円	1,946,052 千円
⑥地域密着型特定施設入居者生活介護	0 千円	0 千円	0 千円	0 千円
⑦地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	84,006 千円	84,006 千円	84,006 千円	252,018 千円
⑧複合型サービス	0 千円	0 千円	0 千円	0 千円
地域密着型介護予防サービス	21,355 千円	22,793 千円	24,230 千円	68,378 千円
①介護予防認知症対応型通所介護	875 千円	875 千円	875 千円	2,625 千円
②介護予防小規模多機能型居宅介護	20,480 千円	21,918 千円	23,355 千円	65,753 千円
③介護予防認知症対応型共同生活介護	0 千円	0 千円	0 千円	0 千円
地域密着型サービス給付費計	1,055,063 千円	1,062,364 千円	1,075,549 千円	3,192,976 千円

●施設サービス

施設サービス給付費は、計画期間中、毎年が増加が見込まれ、平成 26 年度では約 19.5 億円、3 年間合計で約 60 億円の費用を見込んでいます。

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	合 計
介護保険施設サービス	1,934,647 千円	1,940,843 千円	1,945,648 千円	5,821,138 千円
①介護老人福祉施設	706,292 千円	707,110 千円	708,877 千円	2,122,279 千円
②介護老人保健施設	795,638 千円	797,376 千円	800,414 千円	2,393,428 千円
③介護療養型医療施設	432,717 千円	436,357 千円	436,357 千円	1,305,431 千円
④療養病床(医療保険適用)からの転換分	0 千円	0 千円	0 千円	0 千円
施設サービス給付費計	1,934,647 千円	1,940,843 千円	1,945,648 千円	5,821,138 千円

②標準給付費見込額

第5期介護保険事業計画期間である平成24年度から平成26年度までについて、介護サービス総給付費のほか、特定入所者介護サービス費等給付額、高額介護サービス費等給付額、高額医療合算介護サービス費等給付額、審査支払手数料を以下のように見込みます。

●第5期各年度の標準給付費見込額

		平成24年度	平成25年度	平成26年度	合 計
介護サービス総給付費		5,757,969 千円	6,082,661 千円	6,427,471 千円	18,268,101 千円
給 付 費 以 外 の 費 用	①特定入所者介護サービス費等給付額	298,364 千円	322,233 千円	348,012 千円	968,609 千円
	②高額介護サービス費等給付額	126,831 千円	135,709 千円	145,208 千円	407,748 千円
	③高額医療合算介護サービス費等給付額	12,427 千円	12,800 千円	13,184 千円	38,411 千円
	④審査支払手数料	7,615 千円	8,148 千円	8,719 千円	24,482 千円
合 計		6,203,206 千円	6,561,551 千円	6,942,594 千円	19,707,351 千円

○特定入所者介護サービス費

居住費及び食費について所得に応じた負担限度額を定め、限度額を超えた部分については介護保険からの補足的給付を行うものです。居住費と食費を保険給付の対象外とする施設給付の見直しに伴って創設された制度で、施設に入所している低所得者の負担軽減を図るものです。

○高額介護サービス費

介護保険サービスの利用にかかる1割の利用者負担額の合計が世帯の所得に応じた限度額を超えた場合、超えた金額を高額介護サービス費として支給します。

○高額医療合算介護サービス費

医療保険と介護保険の両方のサービスを利用した世帯の自己負担額の合計が医療・介護合算の限度額を超えた場合、超えた金額を高額医療合算介護サービス費として支給します。

○審査支払手数料

介護保険事業を円滑かつ効率的に行うため、介護保険サービスにかかる費用の請求に対する審査や支払事務について、国民健康保険団体連合会への委託に要する費用です。

②地域支援事業費

要支援・要介護状態に至る前の高齢者に対する、介護予防サービスや生活支援サービスなどに関する費用が地域支援事業費です。なお、各年度とも費用の上限は標準給付費見込額から審査支払手数料を除いた額の3%と定められています。また、事業ごとの上限は介護予防事業が2%、包括的支援事業と任意事業の計が2%となっています。

●第5期各年度の地域支援事業費の見込み

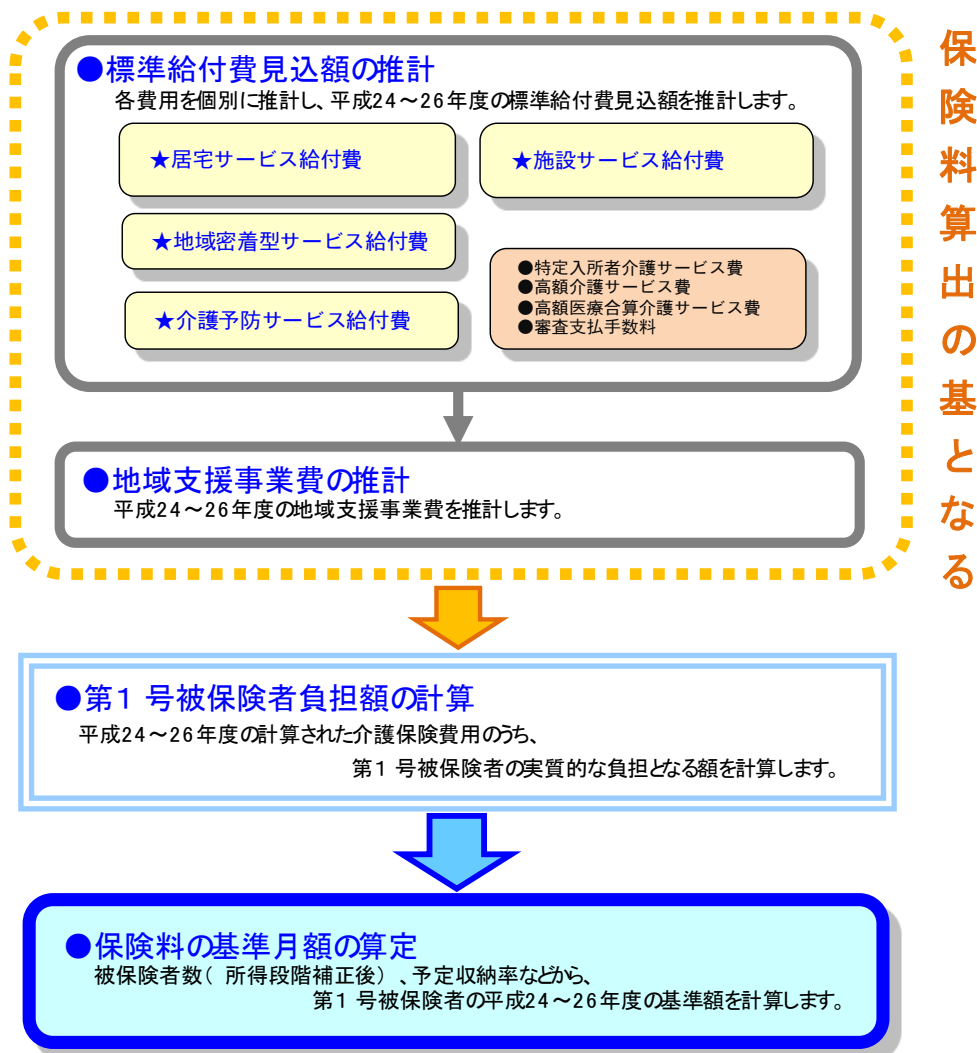
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	合 計
介護予防事業費	34,118 千円	55,117 千円	58,318 千円	147,553 千円
【給付費見込額に占める割合】	0.55%	0.84%	0.84%	
二次予防事業費	33,778 千円	54,566 千円	57,735 千円	146,079 千円
一次予防事業費	340 千円	551 千円	583 千円	1,474 千円
包括的支援事業費	62,489 千円	66,438 千円	70,296 千円	199,223 千円
【給付費見込額に占める割合】	1.01%	1.01%	1.01%	
任意事業費	58,473 千円	62,168 千円	65,778 千円	186,419 千円
【給付費見込額に占める割合】	0.94%	0.95%	0.95%	
地域支援事業費計	155,080 千円	183,723 千円	194,392 千円	533,195 千円
【給付費見込額に占める割合】	2.5%	2.8%	2.8%	
※給付費見込額	6,195,591 千円	6,553,403 千円	6,933,875 千円	19,682,869 千円

※給付費見込額は、標準給付費見込額から審査支払手数料を除いた金額。

(2) 介護保険料の算出フロー

第1号被保険者の介護保険料算出までの流れは、おおむね以下のようになっています。

●介護保険料の算出フロー



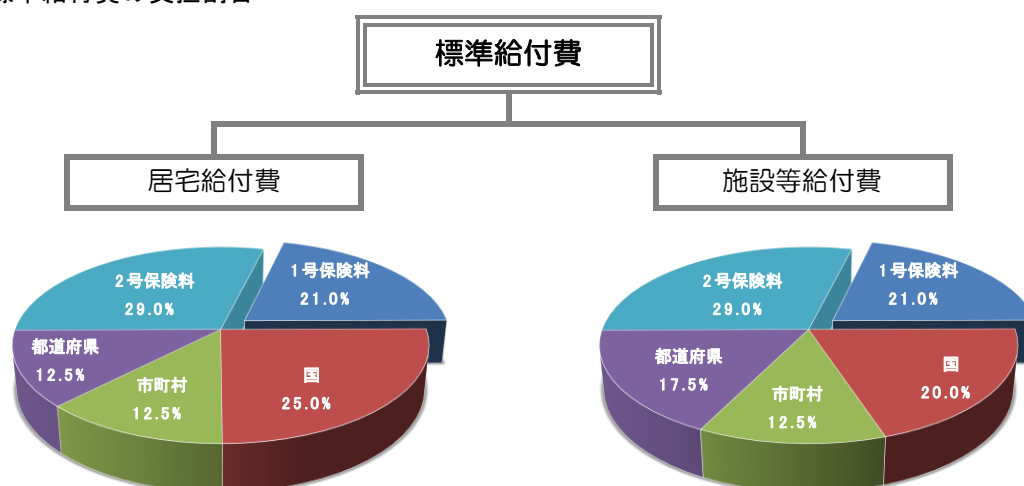
(3) 第1号被保険者の負担割合

事業費用の大部分を占める介護サービス総給付費については、利用者負担（1割）を除いた給付費の半分を公費でまかない、残りの半分は被保険者から徴収する保険料を財源としています。保険料については、第1号被保険者と第2号被保険者の平均的な1人あたりの負担がほぼ同じ水準になるよう負担割合が定められており、それぞれの総人数比で按分するという考え方が基本となっています。

第1号被保険者の負担は、介護給付費の21%が標準的な負担となり、第2号被保険者は29%で、介護保険費用の半分が被保険者の負担となります。なお、国、都道府県の負担割合は居宅給付費と施設等給付費で若干異なっています。

国負担部分である居宅給付費の25%、同じく国負担部分の施設等給付費の20%について、それぞれ5%に当たる額は、市町村間の財政力格差を調整するための調整交付金として交付されます。調整交付金の割合は標準的には5%ですが、各市町村の後期高齢者の割合や第1号被保険者の所得水準に応じて上下します。その結果、第1号被保険者の負担割合も変わることになります。

●標準給付費の負担割合

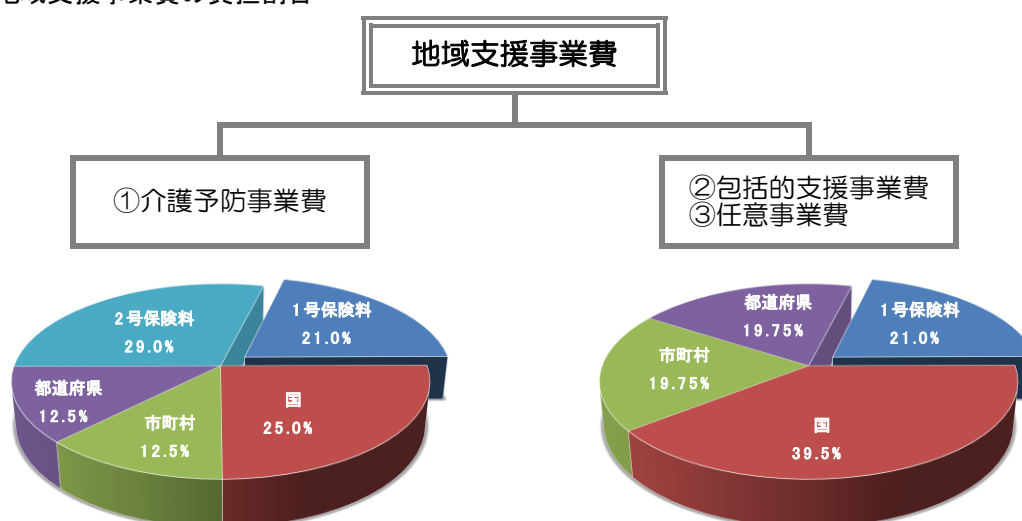


※施設等給付費とは、都道府県知事が指定権限を有する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、特定施設に係る給付費。

※居宅給付費とは、施設等給付費以外の給付費。

また、地域支援事業については、実施する事業によって費用の負担割合が異なります。地域支援事業のうち、介護予防事業の費用については居宅給付費の負担割合と同じですが、包括的支援事業、任意事業の費用については第2号被保険者の負担はなく、第1号被保険者の保険料と公費によって財源が構成されています。

●地域支援事業費の負担割合

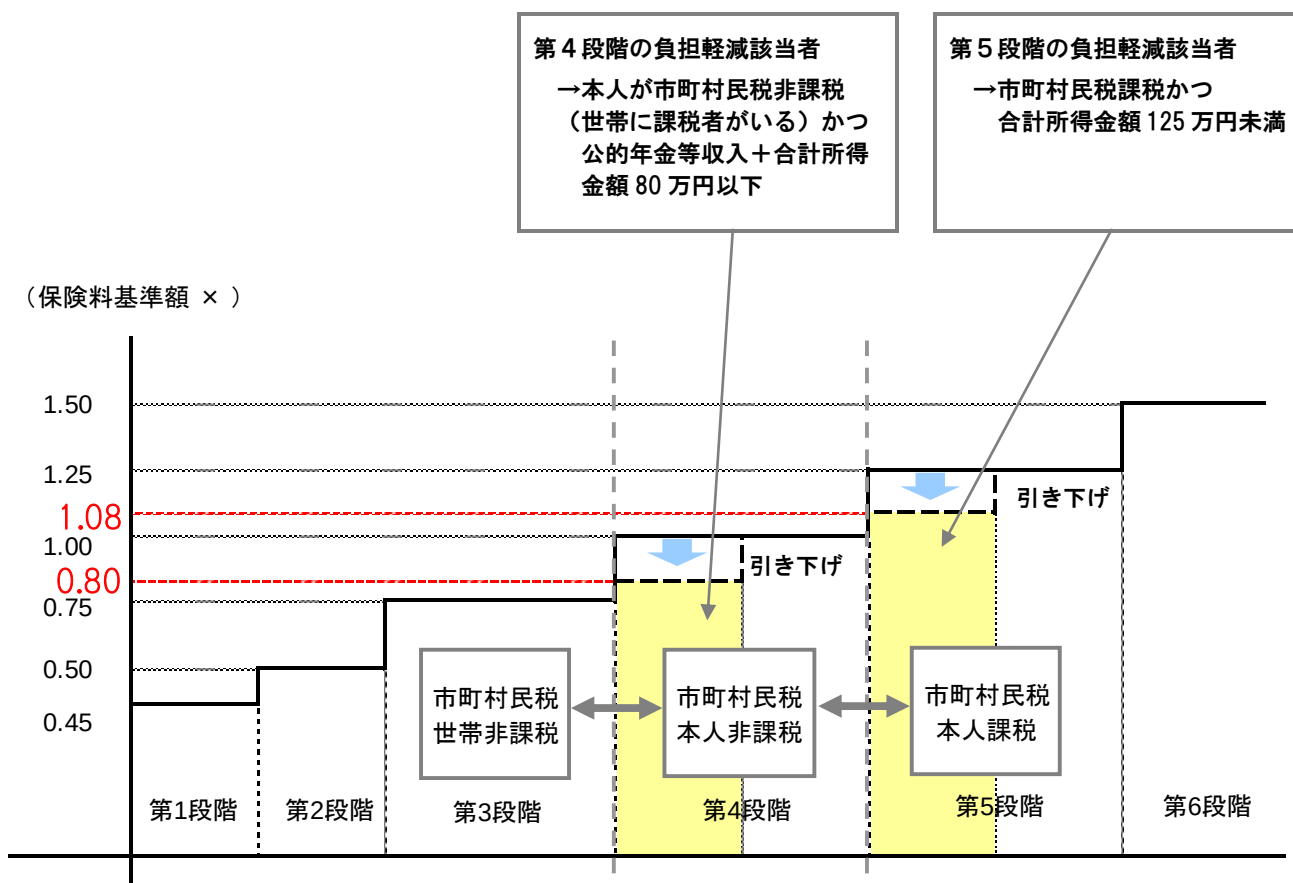


(4) 第1号被保険者保険料の段階設定

第1号被保険者の保険料については、負担能力をきめ細かく反映して保険料段階別に基準額乗率を設定することが重要です。中でも、特に、保険料段階が第4段階、第5段階の方に対しては、年金収入や合計所得金額に応じて、保険者の判断によって保険料の乗率を引き下げる配慮が求められています。

そのため、本市では住民の実情を加味し、前期に引き続き、第4段階、第5段階の中に区分を設け、所得などの一定基準に満たない方々の負担軽減を図りました。第4段階（本人非課税・世帯に課税者あり）については、本人の公的年金等収入＋合計所得金額80万円以下を基準としています。さらに、第5段階（本人課税）についても、同様に合計所得金額125万円未満を基準として保険料基準額乗率を引き下げています。

●第5期計画での保険料段階と負担軽減措置



(5) 保険料の算定

第5期計画期間である平成24年度から平成26年度までについて、本市におけるサービス給付費と特定入所者介護サービス費等給付額、高額介護サービス費等給付額、審査支払手数料を合わせた標準給付費見込額、さらに、地域支援事業費、調整交付金見込額等を加えて保険料収納必要額を積算し、さらに被保険者数から保険料基準月額を算出すると、以下のようになります。

●保険料の算定

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	合 計
標準給付費見込額 (A)	6,203,206,619 円	6,561,550,809 円	6,942,593,737 円	19,707,351,165 円
地域支援事業費 (B)	155,080,000 円	183,723,000 円	194,392,000 円	533,195,000 円
第1号被保険者負担分相当額 (C)【(A+B)×第1号被保険者負担割合 21%】	1,335,240,190 円	1,416,507,500 円	1,498,767,005 円	4,250,514,695 円
調整交付金相当額 (D)【A×5%】	310,160,331 円	328,077,540 円	347,129,687 円	985,367,558 円
調整交付金見込額 (E) (交付率見込み)	527,273,000 円	557,732,000 円	590,120,000 円	1,675,125,000 円
介護給付費準備基金取崩額 (F)				160,000,000 円
財政安定化基金取崩額 (G)				51,775,502 円
保険料収納必要額 (H)【C+D-E-F-G】				3,348,981,751 円
予定保険料収納率 (I)	98.0%			
所得段階別加入割合補正後被保険者数 (J) (第1号被保険者数)	16,911 人	17,168 人	17,490 人	51,569 人
保険料基準額 (年額) (K)【H÷I÷J】				※66,300 円
保険料基準額 (参考月額) (L) 【K÷12】				5,525 円

※100 円未満の端数を調整

第5期計画においては、保険料段階を8段階に設定しました。

本市では、介護給付費準備基金の取り崩しや、財政安定化基金の取り崩しによる交付金を活用し、平成24年度から平成26年度までの保険料の負担軽減を図ります。

これにより、各段階の負担割合を調整した結果、保険料基準月額は、5,525円となります。

●保険料段階別の保険料金額及び基準額に対する割合

段 階	(対 象 者)	基準額に 対する割合	年 額	1ヶ月 あたり
第1段階	(生活保護の受給者) (世帯全員が市民税非課税かつ老齢福祉年金受給者)	0.50	33,200 円	2,767 円
第2段階	(世帯全員が市民税非課税かつ本人の公的年金等収入 ＋合計所得金額 80 万円以下の方)	0.50	33,200 円	2,767 円
第3段階	(世帯全員が市民税非課税かつ第1・第2段階に該当 しない方)	0.75	49,700 円	4,142 円
第4段階	(本人が市民税非課税(世帯に課税者有)かつ 公的年金等収入＋合計所得金額 80 万円以下の方)	0.80	53,000 円	4,417 円
第5段階 (基準)	(本人が市民税非課税(世帯に課税者有)かつ 第4段階以外の方)	1.00	66,300 円	5,525 円
第6段階	(市民税課税かつ合計所得金額 125 万円未満の方)	1.08	71,600 円	5,967 円
第7段階	(市民税課税かつ 合計所得金額 125 万円以上 190 万円未満の方)	1.25	82,900 円	6,908 円
第8段階	(市民税課税かつ 合計所得金額 190 万円以上の方)	1.50	99,500 円	8,292 円